

森林整備課所管分「積算基準類の改訂について（森林整備）」

1. 適用歩掛表について

令和6年4月1日以降の取り扱いについて

図 書 名	備 考
令和5年版 治山林道必携(積算・施工編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和5年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和5年度 設計標準歩掛表(一般共通編)	山口県(土木建築部)
令和5年度 設計標準歩掛表(業務編)	山口県(土木建築部)
治山事業の手引き(設計施工編)(注1)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
林道事業設計積算基準(注2)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
設計積算資料(森林土木関係)(注3)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)

「令和5年版 治山林道必携(積算・施工編)」・「令和5年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)」については一部、令和6年4月1日改正版を適用しています。適用箇所は別紙1・2・3を参照。

令和5年版 治山林道必携 積算・施工編

別紙1 森林整備保全事業設計積算要領の制定について

別紙2 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

令和5年版 治山林道必携 調査・測量・設計編

別紙3 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について

注) 別紙以外の国(林野庁)の令和6年度改正内容(歩掛等)については、一部を除き、例年どおり10月改訂を予定しています。

林野庁HP(積算基準関係)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

※令和5年版 治山林道必携(積算・施工編)については、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 試行実施要領」等の関係通知を用いて、森林整備保全事業積算要領等による積上げ方式と組み合わせた積算を適用しています。

※その他の適用については、「設計積算資料(森林土木関係)」に記載しています。

※注1、注2、注3については、以下の場所で公表しています。

発注時期での最新版を適用しています。

公表場所：岩国、周南、山口、美祢、萩の5農林水産事務所及び下関農林事務所

**別紙1
森林整備保全事業設計積算要領の制定について**

改 正 後	現 行																																																																																																								
<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5(第1表から第4表まで)の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費=対象額(P)×共通仮設費率(kr)+積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> <p>表6-2 間接工事費等項目別対照表(○:対象とする ×:対象としない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>対象額</td> <td>直接工事費+共通仮設費=純工事費</td> <td>純工事費+現場管理費=工事原価</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="3">処分費等の取扱いは、(注)8参照</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋・門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～7 (略)</p> <p><u>8. ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積ることが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	桁等購入費	×	○	○	処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○	現場発成品	×	×	×	ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金	×	×	×	<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5(第1表から第4表まで)の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費=対象額(P)×共通仮設費率(kr)+積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> <p>表6-2 間接工事費等項目別対照表(○:対象とする ×:対象としない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>対象額</td> <td>直接工事費+共通仮設費=純工事費</td> <td>純工事費+現場管理費=工事原価</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="3">処分費等の取扱いは、(注)8参照</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋・門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター飛行経費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～7 (略) (新設)</p> <p><u>8 (略)</u></p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	桁等購入費	×	○	○	処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○	現場発成品	×	×	×	ヘリコプター飛行経費	×	×	×
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
項目	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																						
桁等購入費	×	○	○																																																																																																						
処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照																																																																																																								
支給品費等																																																																																																									
桁等購入費	×	○	×																																																																																																						
一般材料費	○	○	×																																																																																																						
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																						
電力	○	○	×																																																																																																						
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																						
鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																						
現場発成品	×	×	×																																																																																																						
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金	×	×	×																																																																																																						
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
項目	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																						
桁等購入費	×	○	○																																																																																																						
処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照																																																																																																								
支給品費等																																																																																																									
桁等購入費	×	○	×																																																																																																						
一般材料費	○	○	×																																																																																																						
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																						
電力	○	○	×																																																																																																						
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																						
鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																						
現場発成品	×	×	×																																																																																																						
ヘリコプター飛行経費	×	×	×																																																																																																						

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。
 表6-5 工種区分別共通仮設費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)	
		A	b		
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	
治山・地すべり 防 止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	
P C橋工事	27.04	1636.8	-0.2629	7.05	
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	

第2表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。
 表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	
		A	b		
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	
治山・地すべり工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	
P C橋工事	27.04	1636.8	-0.2629	7.05	
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	

第2表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下		
	適用区分	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	(注) 2の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。 A' b'	
工種区分		A'	b'	
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191	
道路工事	2.96	75.5	-0.0407	

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A', b' : 変数 (第5表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工事区分	対象額 (円) の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000/対象額(円) × 100
道路工事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000/対象額(円) × 100

4 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

(新設)

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

(新設)

(新設)

2 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表 6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	70 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表 6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 6-12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第 1 次基準値)	60～65 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	70 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
サントパイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドパイル打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
	120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	二	4.9	11.9(h)	558	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
サントパイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドパイル打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
	120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)

(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、表6-1に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種区分別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
PC橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備		42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
			A	b
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884
				28.52

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、Jo : 現場管理費率(%)

Np : 純工事費(円)

A、b : 変数

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
			A	b
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985
				26.69

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、Jo : 現場管理費率(%)

Np : 純工事費(円)

A、b : 変数値

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)

別紙2

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

改 正 後										現 行									
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて										森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて									
1 (略)										1 (略)									
2 共通仮設費の算定について										(新設)									
設計積算要領の「第6 請負工事の積算基準」の「表6-5 工種区分別共通仮設費率」の(注)3に基づく共通仮設費率については、表2のとおりとする。																			
表2 (注)3に示した対象額の範囲の共通仮設費率																			
治山・地すべり防止工事			道路工事																
対象額(円)の範囲		共通仮設費率(%)	対象額(円)		共通仮設費率(%)	対象額(円)		共通仮設費率(%)											
下限値	上限値		下限値	上限値		下限値	上限値												
56,001,000	56,021,000	9.43	56,001,000	56,024,000	11.60	59,624,000	59,678,000	10.89											
56,022,000	56,080,000	9.42	56,025,000	56,072,000	11.59	59,679,000	59,733,000	10.88											
56,081,000	56,140,000	9.41	56,073,000	56,120,000	11.58	59,734,000	59,788,000	10.87											
56,141,000	56,200,000	9.40	56,121,000	56,169,000	11.57	59,789,000	59,843,000	10.86											
56,201,000	56,259,000	9.39	56,170,000	56,218,000	11.56	59,844,000	59,898,000	10.85											
56,260,000	56,320,000	9.38	56,219,000	56,266,000	11.55	59,899,000	59,953,000	10.84											
56,321,000	56,380,000	9.37	56,267,000	56,315,000	11.54	59,954,000	60,009,000	10.83											
56,381,000	56,440,000	9.36	56,316,000	56,364,000	11.53	60,010,000	60,064,000	10.82											
56,441,000	56,500,000	9.35	56,365,000	56,413,000	11.52	60,065,000	60,120,000	10.81											
56,501,000	56,561,000	9.34	56,414,000	56,462,000	11.51	60,121,000	60,176,000	10.80											
56,562,000	56,621,000	9.33	56,463,000	56,511,000	11.50	60,177,000	60,231,000	10.79											
56,622,000	56,682,000	9.32	56,512,000	56,560,000	11.49	60,232,000	60,287,000	10.78											
56,683,000	56,743,000	9.31	56,561,000	56,610,000	11.48	60,288,000	60,343,000	10.77											
56,744,000	56,804,000	9.30	56,611,000	56,659,000	11.47	60,344,000	60,399,000	10.76											
56,805,000	56,865,000	9.29	56,660,000	56,708,000	11.46	60,400,000	60,456,000	10.75											
56,866,000	56,927,000	9.28	56,709,000	56,758,000	11.45	60,457,000	60,512,000	10.74											
56,928,000	56,988,000	9.27	56,759,000	56,808,000	11.44	60,513,000	60,568,000	10.73											
56,989,000	57,050,000	9.26	56,809,000	56,857,000	11.43	60,569,000	60,625,000	10.72											
57,051,000	57,111,000	9.25	56,858,000	56,907,000	11.42	60,626,000	60,681,000	10.71											
57,112,000	57,173,000	9.24	56,908,000	56,957,000	11.41	60,682,000	60,738,000	10.70											
57,174,000	57,235,000	9.23	56,958,000	57,007,000	11.40	60,739,000	60,795,000	10.69											
57,236,000	57,297,000	9.22	57,008,000	57,057,000	11.39	60,796,000	60,852,000	10.68											
57,298,000	57,360,000	9.21	57,058,000	57,107,000	11.38	60,853,000	60,909,000	10.67											
57,361,000	57,422,000	9.20	57,108,000	57,157,000	11.37	60,910,000	60,966,000	10.66											
57,423,000	57,485,000	9.19	57,158,000	57,208,000	11.36	60,967,000	61,023,000	10.65											
57,486,000	57,547,000	9.18	57,209,000	57,258,000	11.35	61,024,000	61,081,000	10.64											
57,548,000	57,610,000	9.17	57,259,000	57,309,000	11.34	61,082,000	61,138,000	10.63											
57,611,000	57,673,000	9.16	57,310,000	57,359,000	11.33	61,139,000	61,196,000	10.62											

<u>57,674,000</u>	<u>57,736,000</u>	<u>9.15</u>	<u>57,360,000</u>	<u>57,410,000</u>	<u>11.32</u>	<u>61,197,000</u>	<u>61,254,000</u>	<u>10.61</u>
<u>57,737,000</u>	<u>57,799,000</u>	<u>9.14</u>	<u>57,411,000</u>	<u>57,461,000</u>	<u>11.31</u>	<u>61,255,000</u>	<u>61,311,000</u>	<u>10.60</u>
<u>57,800,000</u>	<u>57,863,000</u>	<u>9.13</u>	<u>57,462,000</u>	<u>57,512,000</u>	<u>11.30</u>	<u>61,312,000</u>	<u>61,369,000</u>	<u>10.59</u>
<u>57,864,000</u>	<u>57,926,000</u>	<u>9.12</u>	<u>57,513,000</u>	<u>57,563,000</u>	<u>11.29</u>	<u>61,370,000</u>	<u>61,427,000</u>	<u>10.58</u>
<u>57,927,000</u>	<u>57,990,000</u>	<u>9.11</u>	<u>57,564,000</u>	<u>57,614,000</u>	<u>11.28</u>	<u>61,428,000</u>	<u>61,486,000</u>	<u>10.57</u>
<u>57,991,000</u>	<u>58,053,000</u>	<u>9.10</u>	<u>57,615,000</u>	<u>57,665,000</u>	<u>11.27</u>	<u>61,487,000</u>	<u>61,544,000</u>	<u>10.56</u>
<u>58,054,000</u>	<u>58,117,000</u>	<u>9.09</u>	<u>57,666,000</u>	<u>57,716,000</u>	<u>11.26</u>	<u>61,545,000</u>	<u>61,602,000</u>	<u>10.55</u>
<u>58,118,000</u>	<u>58,181,000</u>	<u>9.08</u>	<u>57,717,000</u>	<u>57,767,000</u>	<u>11.25</u>	<u>61,603,000</u>	<u>61,661,000</u>	<u>10.54</u>
<u>58,182,000</u>	<u>58,246,000</u>	<u>9.07</u>	<u>57,768,000</u>	<u>57,819,000</u>	<u>11.24</u>	<u>61,662,000</u>	<u>61,719,000</u>	<u>10.53</u>
<u>58,247,000</u>	<u>58,310,000</u>	<u>9.06</u>	<u>57,820,000</u>	<u>57,870,000</u>	<u>11.23</u>	<u>61,720,000</u>	<u>61,778,000</u>	<u>10.52</u>
<u>58,311,000</u>	<u>58,374,000</u>	<u>9.05</u>	<u>57,871,000</u>	<u>57,922,000</u>	<u>11.22</u>	<u>61,779,000</u>	<u>61,837,000</u>	<u>10.51</u>
<u>58,375,000</u>	<u>58,439,000</u>	<u>9.04</u>	<u>57,923,000</u>	<u>57,974,000</u>	<u>11.21</u>	<u>61,838,000</u>	<u>61,896,000</u>	<u>10.50</u>
<u>58,440,000</u>	<u>58,504,000</u>	<u>9.03</u>	<u>57,975,000</u>	<u>58,025,000</u>	<u>11.20</u>	<u>61,897,000</u>	<u>61,955,000</u>	<u>10.49</u>
<u>58,505,000</u>	<u>58,569,000</u>	<u>9.02</u>	<u>58,026,000</u>	<u>58,077,000</u>	<u>11.19</u>	<u>61,956,000</u>	<u>62,014,000</u>	<u>10.48</u>
<u>58,570,000</u>	<u>58,634,000</u>	<u>9.01</u>	<u>58,078,000</u>	<u>58,129,000</u>	<u>11.18</u>	<u>62,015,000</u>	<u>62,073,000</u>	<u>10.47</u>
<u>58,635,000</u>	<u>58,699,000</u>	<u>9.00</u>	<u>58,130,000</u>	<u>58,181,000</u>	<u>11.17</u>	<u>62,074,000</u>	<u>62,132,000</u>	<u>10.46</u>
<u>58,700,000</u>	<u>58,764,000</u>	<u>8.99</u>	<u>58,182,000</u>	<u>58,233,000</u>	<u>11.16</u>	<u>62,133,000</u>	<u>62,192,000</u>	<u>10.45</u>
<u>58,765,000</u>	<u>58,830,000</u>	<u>8.98</u>	<u>58,234,000</u>	<u>58,286,000</u>	<u>11.15</u>	<u>62,193,000</u>	<u>62,252,000</u>	<u>10.44</u>
<u>58,831,000</u>	<u>58,895,000</u>	<u>8.97</u>	<u>58,287,000</u>	<u>58,338,000</u>	<u>11.14</u>	<u>62,253,000</u>	<u>62,311,000</u>	<u>10.43</u>
<u>58,896,000</u>	<u>58,961,000</u>	<u>8.96</u>	<u>58,339,000</u>	<u>58,391,000</u>	<u>11.13</u>	<u>62,312,000</u>	<u>62,371,000</u>	<u>10.42</u>
<u>58,962,000</u>	<u>59,027,000</u>	<u>8.95</u>	<u>58,392,000</u>	<u>58,443,000</u>	<u>11.12</u>	<u>62,372,000</u>	<u>62,431,000</u>	<u>10.41</u>
<u>59,028,000</u>	<u>59,093,000</u>	<u>8.94</u>	<u>58,444,000</u>	<u>58,496,000</u>	<u>11.11</u>	<u>62,432,000</u>	<u>62,491,000</u>	<u>10.40</u>
<u>59,094,000</u>	<u>59,159,000</u>	<u>8.93</u>	<u>58,497,000</u>	<u>58,548,000</u>	<u>11.10</u>	<u>62,492,000</u>	<u>62,551,000</u>	<u>10.39</u>
<u>59,160,000</u>	<u>59,226,000</u>	<u>8.92</u>	<u>58,549,000</u>	<u>58,601,000</u>	<u>11.09</u>	<u>62,552,000</u>	<u>62,612,000</u>	<u>10.38</u>
<u>59,227,000</u>	<u>59,292,000</u>	<u>8.91</u>	<u>58,602,000</u>	<u>58,654,000</u>	<u>11.08</u>	<u>62,613,000</u>	<u>62,672,000</u>	<u>10.37</u>
<u>59,293,000</u>	<u>59,359,000</u>	<u>8.90</u>	<u>58,655,000</u>	<u>58,707,000</u>	<u>11.07</u>	<u>62,673,000</u>	<u>62,732,000</u>	<u>10.36</u>
<u>59,360,000</u>	<u>59,425,000</u>	<u>8.89</u>	<u>58,708,000</u>	<u>58,760,000</u>	<u>11.06</u>	<u>62,733,000</u>	<u>62,793,000</u>	<u>10.35</u>
<u>59,426,000</u>	<u>59,492,000</u>	<u>8.88</u>	<u>58,761,000</u>	<u>58,813,000</u>	<u>11.05</u>	<u>62,794,000</u>	<u>62,854,000</u>	<u>10.34</u>
<u>59,493,000</u>	<u>59,560,000</u>	<u>8.87</u>	<u>58,814,000</u>	<u>58,867,000</u>	<u>11.04</u>	<u>62,855,000</u>	<u>62,915,000</u>	<u>10.33</u>
<u>59,561,000</u>	<u>59,627,000</u>	<u>8.86</u>	<u>58,868,000</u>	<u>58,920,000</u>	<u>11.03</u>	<u>62,916,000</u>	<u>62,976,000</u>	<u>10.32</u>
<u>59,628,000</u>	<u>59,694,000</u>	<u>8.85</u>	<u>58,921,000</u>	<u>58,974,000</u>	<u>11.02</u>	<u>62,977,000</u>	<u>63,037,000</u>	<u>10.31</u>
<u>59,695,000</u>	<u>59,762,000</u>	<u>8.84</u>	<u>58,975,000</u>	<u>59,027,000</u>	<u>11.01</u>	<u>63,038,000</u>	<u>63,098,000</u>	<u>10.30</u>
<u>59,763,000</u>	<u>59,830,000</u>	<u>8.83</u>	<u>59,028,000</u>	<u>59,081,000</u>	<u>11.00</u>	<u>63,099,000</u>	<u>63,159,000</u>	<u>10.29</u>
<u>59,831,000</u>	<u>59,897,000</u>	<u>8.82</u>	<u>59,082,000</u>	<u>59,135,000</u>	<u>10.99</u>	<u>63,160,000</u>	<u>63,221,000</u>	<u>10.28</u>
<u>59,898,000</u>	<u>59,965,000</u>	<u>8.81</u>	<u>59,136,000</u>	<u>59,189,000</u>	<u>10.98</u>	<u>63,222,000</u>	<u>63,283,000</u>	<u>10.27</u>
<u>59,966,000</u>	<u>60,034,000</u>	<u>8.80</u>	<u>59,190,000</u>	<u>59,243,000</u>	<u>10.97</u>	<u>63,284,000</u>	<u>63,344,000</u>	<u>10.26</u>
<u>60,035,000</u>	<u>60,102,000</u>	<u>8.79</u>	<u>59,244,000</u>	<u>59,297,000</u>	<u>10.96</u>	<u>63,345,000</u>	<u>63,406,000</u>	<u>10.25</u>
<u>60,103,000</u>	<u>60,170,000</u>	<u>8.78</u>	<u>59,298,000</u>	<u>59,351,000</u>	<u>10.95</u>	<u>63,407,000</u>	<u>63,468,000</u>	<u>10.24</u>
<u>60,171,000</u>	<u>60,205,000</u>	<u>8.77</u>	<u>59,352,000</u>	<u>59,405,000</u>	<u>10.94</u>	<u>63,469,000</u>	<u>63,530,000</u>	<u>10.23</u>
			<u>59,406,000</u>	<u>59,459,000</u>	<u>10.93</u>	<u>63,531,000</u>	<u>63,592,000</u>	<u>10.22</u>

59,460,000	59,514,000	10.92	63,593,000	63,655,000	10.21
59,515,000	59,569,000	10.91	63,656,000	63,717,000	10.20
59,570,000	59,623,000	10.90	63,718,000	63,748,000	10.19

3 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

- (1) 対象工事
(略)
図3-1 (略)
- (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法
(略)
図3-2 (略)
- (略)
- (3) (略)

4 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- (略)
- (1)・(2) (略)
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。
ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。
表4-1 工種種別
イ・ウ (略)
- (4) (略)

5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

- (1)・(2) (略)
- (3) 積算方法
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。
(ア) (略)
表5-1 (略)
(イ)～(オ) (略)
イ 設計変更について
(略)
表5-2 (略)

6 山間僻地について

- (略)
- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場(支所等を含む。)の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

7 歩掛の補正

- (略)
- (1) 通勤補正について
標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。
ア・イ (略)

2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

- (1) 対象工事
(略)
図2-1 (略)
- (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法
(略)
図2-2 (略)
- (略)
- (3) (略)

3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- (略)
- (1)・(2) (略)
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。
ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。
表3-1 工種種別
イ・ウ (略)
- (4) (略)

4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

- (1)・(2) (略)
- (3) 積算方法
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。
(ア) (略)
表4-1 (略)
(イ)～(オ) (略)
イ 設計変更について
(略)
表4-2 (略)

5 山間僻地について

- (略)
- (1) (略)
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場(支所等を含む。)の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

6 歩掛の補正

- (略)
- (1) 通勤補正について
標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。
ア・イ (略)

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2)～(5) (略)

8 山林砂防工の適用条件について

(1) (略)

(2) 標準歩掛の留意事項の9(2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

ア・イ (略)

ウ ①及び②（上記ア及びイ）のほか、道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

エ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

(ア)～(ウ) (略)

(削る)

(3) (略)

9 (略)

10 適切な工期の設定について

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表10-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間

工期全体＝余裕期間＋工期（実工期）

表10-1 (略)

イ (略)

ウ 不稼働日は、休日、降雨日、降雪日等、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数とする。

不稼働日＝雨休日数＋工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）

雨休日数＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率＝休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数 K を労務単価に乗じて行うものとする。

また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2)～(5) (略)

7 山林砂防工の適用条件について

(1) (略)

(2) 標準歩掛の留意事項の7(2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

ア・イ (略)

(新設)

ウ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

(3) (略)

8 (略)

9 適切な工期の設定について

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表9-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間

工期全体＝余裕期間＋工期（実工期）

表9-1 (略)

イ (略)

ウ 不稼働日は、休日、降雨日、降雪日等、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数とする。

不稼働日＝雨休日数＋工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）

雨休日数＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率＝休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨降雪日等の年間の発生率をいう。

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「天候等による作業不能日」は、①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBG T値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁及び環境省のデータにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

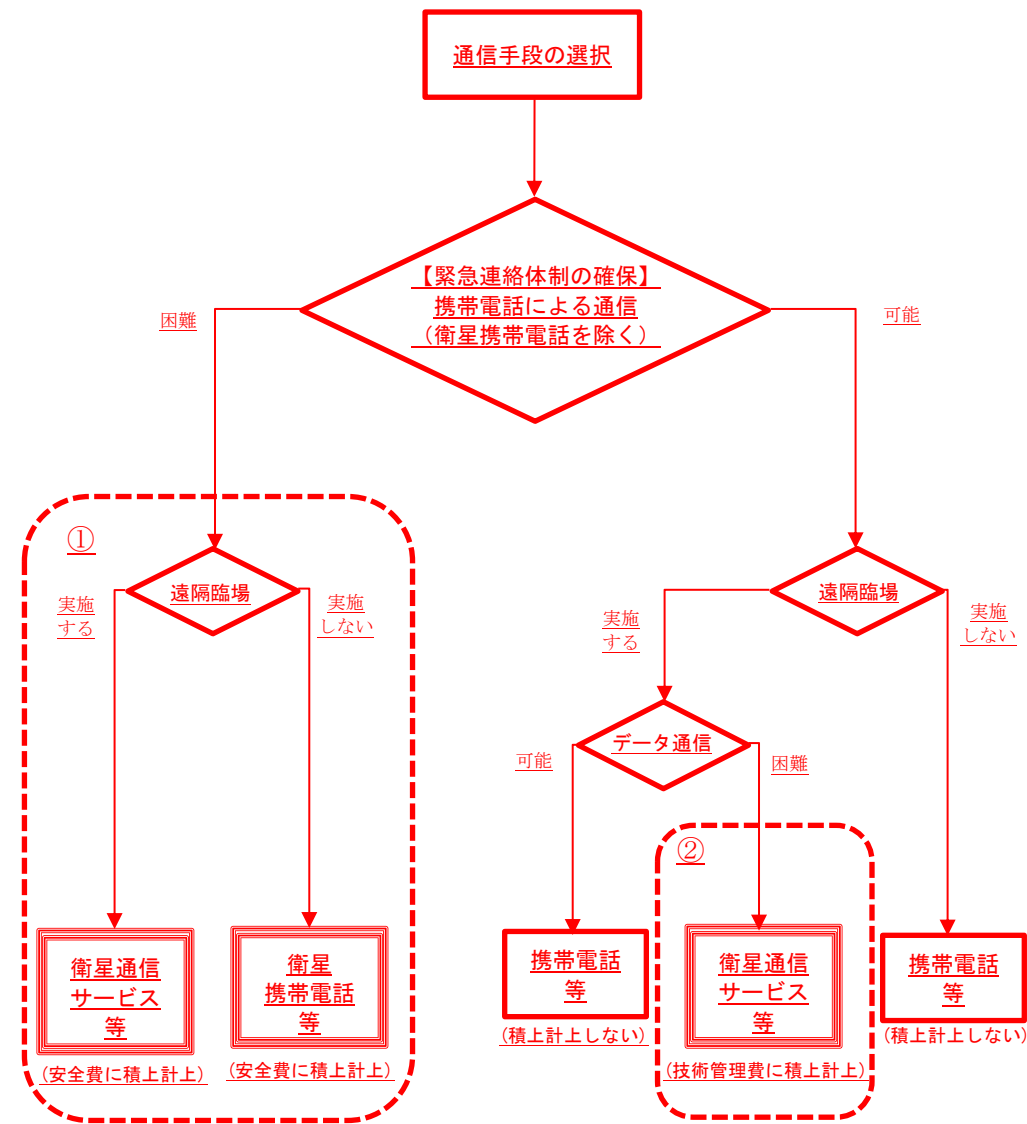
これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法
 例：令和3年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.77
 雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.77＝77日

オ～ケ （略）
 表10-2・表10-3 （略）
 (2) （略）

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする



エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「降雨降雪日等」は、1日の降雨・降雪量等が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁データにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「降雨降雪日等」を考慮した雨休率を設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.75」※を使用しても良いものとする。

※「0.75」：東京の過去5か年（平成27年から令和元年）の平均値により算出

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法
 例：（新設）
 雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.75＝75日

オ～ケ （略）
 表9-2・表9-3 （略）
 (2) （略）

(新設)

(1) 適用範囲

ア ①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要な通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2)の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

イ ②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2)の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

(2) 積算方法（積算例）

<u>(1)</u>	<u>(2)</u>	<u>(5)</u>	<u>(6)</u>	<u>(7)</u>		<u>(15)</u>
<u>基礎価格</u>	<u>標準使用 年数</u>	<u>年間標準 供用日数</u>	<u>維持修理 費率</u>	<u>年間管理 費率</u>	<u>残存率</u>	<u>換算供用1日 当たり損料</u>
<u>73千円</u>	<u>5.5年</u>	<u>160日</u>	<u>25%</u>	<u>8%</u>	<u>7%</u>	<u>134円</u>

※ 建設機械損料算定表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用
基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上
(14) 換算供用1日当たり損料率×基礎価格で算出可能
134円×現場供用日数＝通信機器等の費用として積み上げ計上

(3) その他

工事現場等における遠隔臨場の試行について（R3.3.8付け2林整計第605号計画課長通知）の「5.機器等に係る費用の積算(2)表1-1」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

12 建設機械の自走による運搬について

建設機械器具の運搬については森林整備保全事業設計積算要領 第6請負工事費の積算基準 1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 ア共通仮設費 (ウ) 運搬費で定められているところであるが、質量20t未満のクローラ式の建設機械が林道等を自走により搬入・搬出する場合は、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

質量20t未満のクローラ式の建設機械を対象とし、ホイール式は対象としないものとする。

(2) 積算方法

自走による走行距離に応じた走行時間を、機械運転経費として、共通仮設費の運搬費に積み上げ計上するものとする。

ア 対象機種 バックホウ（クローラ型）山積0.45 m³及びバックホウ（クローラ型）山積0.80 m³

(新設)

イ 走行時間 (t)

$$t = \frac{2 \times L}{V \times 60} \text{ (h)}$$

L : 自走する距離 (m) (片道距離とし、往路と復路が異なる場合は平均値とする。)

V : 走行速度 (m/分) (対象機種の走行速度は、BH-0.45 及びBH-0.80 共に 50m/分 (3km/h) を標準とする。)

(3) 単価表

建設機械の自走による運搬 (質量 20t 未満・クローラ式) 1 時間当たり単価表

<u>名称</u>	<u>規格</u>	<u>単位</u>	<u>数量</u>	<u>摘要</u>
<u>運転手(特殊)</u>		<u>人</u>	<u>1/T</u>	
<u>燃料費</u>		<u>L</u>		
<u>機械損料</u>		<u>h</u>	<u>1</u>	<u>BH-0.45 又はBH-0.80</u>
<u>計</u>				

T : 対象機種の運転日当たり運転時間 (6.3 時間とする)

(4) その他

クローラ式建設機械の自走に伴い、林道等の路面を損傷させるおそれがある場合は、敷鉄板等による路面損傷防止対策の費用を別途計上すること。

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)

附 則 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)

別紙3

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について

改 正 後	現 行
<p>第1部 (略)</p> <p>第2部 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 (略)</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費は、当該地質調査に必要な費用である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>① 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のアからエに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 直接経費 直接経費は、次に定めるものであり、積上げにより積算し計上するものとする。</p> <p>(ア) 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用とし、第2章2-8-1に定めた計算式により計上する。 (イ)～(オ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む。)、熱中症対策費用を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 ただし、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>1-3 (略)</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 諸経費は、表1-1により対象額(直接調査費＋間接調査費)に応じて設定されている諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p>	<p>第1部 (略)</p> <p>第2部 地質調査業務</p> <p>第2章 地質調査積算基準</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 (略)</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>① 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のアからエに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 直接経費 直接経費は、次に定めるものであり、積上げにより積算し計上するものとする。</p> <p>(ア) 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用とし、第2章第9に定めた計算式により計上する。 (イ)～(オ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 ただし、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>1-3 (略)</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 諸経費は、表1-1により対象額(直接調査費＋間接調査費)に応じて設定されている諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p>

改正後

表1-1 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え300万円以下	300万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1.の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
		A b	
率又は変数値	82.5%	290.2 -0.091	60.6%

(注) (略)

2 (略)

1-5 (略)

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1-1 (略)

1-2 測量業務費

1-2-1 (略)

1-2-2 測量業務費構成費目の内訳

1 測量作業費

測量作業費は、測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) (略)

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない。）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む。）、熱中症対策費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。

(3) (略)

1-3・1-4 (略)

現行

表1-1 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え300万円以下	300万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1.の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
		A b	
率又は変数値	59.9%	285.3 -0.113	40.8%

(注) (略)

2 (略)

1-5 (略)

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1-1 (略)

1-2 測量業務費

1-2-1 (略)

1-2-2 測量業務費構成費目の内訳

1 測量作業費

測量作業費は、測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) (略)

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない。）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。

(3) (略)

1-3・1-4 (略)

改正後	現行
<p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1-2-1 (略)</p> <p>1-2-2 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む。）とする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く。）及び間接原価からなる。</p> <p>3 (略)</p> <p>1-3～1-5 (略)</p>	<p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1-2-1 (略)</p> <p>1-2-2 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く。）及び間接原価からなる。</p> <p>3 (略)</p> <p>1-3～1-5 (略)</p>

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。